

**東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について**

東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和32年東京都教育委員会規則第23号）の一部を改正する規則を制定する議案を付議する。

記

1 改正内容

都教育委員会は、総務局が所管する大島支庁舎内に大島出張所を設置している。令和3年度に大島支庁舎の改修工事が行われることに伴い、大島出張所についても仮設庁舎に一時移転していたが、このたび工事が完了し、改修後の庁舎に移転することとなった。

については位置を変更する必要があるため、第2条の表、東京都教育庁大島出張所の位置を、次のとおり改める。

名称	位置	管轄区域
東京都教育庁大島出張所	東京都大島町元町字 <u>オン</u> <u>ダシ</u>	大島町、利島村、新島村、 神津島村

（全体計画）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支庁舎	実施設計 現支庁舎執務	改修工事		改修後庁舎執務
仮設庁舎	建設工事	仮設庁舎執務		解体

2 施行期日

令和5年5月8日

3 その他

本案決定後、公報掲載を知事に依頼する。

第二十六号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、
公布する。

令和五年三月二十三日

東京都教育委員会

(提案理由)

東京都教育庁大島出張所の移転に伴い、規定を整備する必要がある。

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表東京都教育庁大島出張所の項中「東京都大島町元町字赤禿」を「東京都大島町元町字オンダシ」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月八日から施行する。

改正案		現行	
<p>第一条（現行のとおり） （設置）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （設置）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>第一条（現行のとおり） （設置）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （設置）</p> <p>第二条（略）</p>
<p>第三条から第九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第三条から第九条まで（略）</p>	<p>第三条から第九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第三条から第九条まで（略）</p>
<p>東京都教育庁 三宅出張所及 び東京都教育 庁八丈出張所</p>	<p>東京都教育庁 大島出張所</p>	<p>東京都教育庁 三宅出張所及 び東京都教育 庁八丈出張所</p>	<p>東京都教育庁 大島出張所</p>
<p>（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>東京大島町元町字オン</p>	<p>東京大島町元町字赤禿</p>	<p>東京大島町元町字赤禿</p>	<p>東京大島町元町字赤禿</p>
<p>（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>管轄区域</p>	<p>管轄区域</p>	<p>管轄区域</p>	<p>管轄区域</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>